

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少が進む中、本市の総人口の伸びは落ち着いてきたものの、市街地内の小規模住宅等の開発などにより当面の間は増加が続くものと考えられています。一方、令和8年4月末現在、高齢化率は27.3%と横ばいの状態ですが、いわゆる「団塊の世代」は75歳以上に達し、今後、後期高齢者数は増加するものと予測しています。

さらに、その先の2040年には、介護と医療の複合的ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模や実情に応じた、きめ細やかな対応が求められています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。

また、国は、第10期介護保険事業計画の策定に向けて都道府県・市町村・地域の関係者が現状や課題について共通の認識を持った上で、介護保険提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業計画に定めることが重要であると示しています。

本市では、令和6年3月に「福津市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、前計画という。）を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めてきました。前計画の期間が令和8年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする「福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定することとします。

2. 計画の位置づけ及び目的

福津市高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。この計画の目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

福津市介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする高齢者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
福津市 高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関 する総合計画
福津市 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤 整備を計画的に進める ための実施計画

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

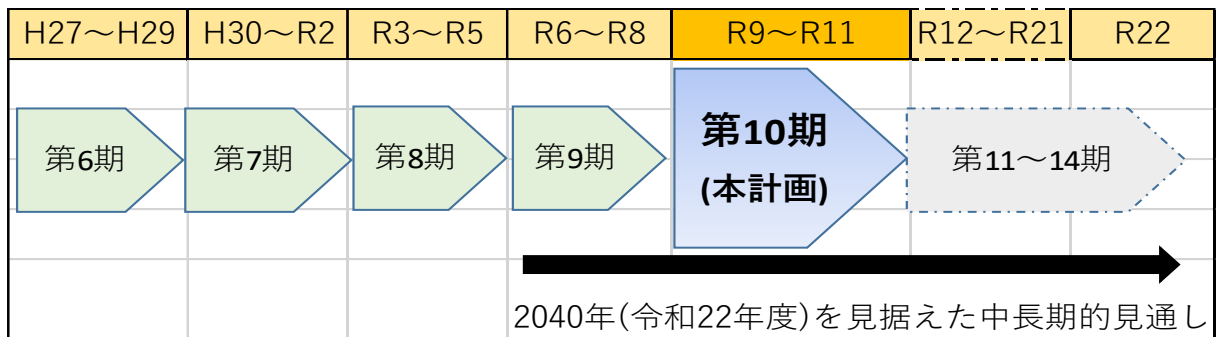
両計画の見直しに当たっては、国の定める策定指針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画」、「福岡県保健医療計画」との整合を図るとともに、本市における最上位計画「福津市まちづくり計画」や「福津市地域福祉計画」、「福津市障がい者計画」、「福津市健康ふくつ 21 計画」等、市の各種関連計画との整合を図ります。

3. 計画の期間及び進行管理

この計画は、2040 年までの長期的な動向を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」を実現するための目標や具体的な施策を踏まえ、令和 9 年度を初年度として令和 11 年度を目標年度とする 3 か年計画として策定するものです。

医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

図表 2 計画の期間



4. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討に当たって、本市の課題や市民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況、事業所等の現状を把握し今後の高齢者保健福祉施策、介護サービスの提供体制の構築に生かすため以下の調査を行いました。

図表 3 調査の概要

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	認知症施策ニーズ調査	在宅生活改善調査	居所変更実態調査
調査対象	要介護認定を受けていない高齢者 ※令和8年3月1日現在 ※要支援認定者を含む	①認知症当事者とその家族 ②地域住民	介護支援専門員	施設・居住系サービス事業所
主な目的	高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護・福祉サービスに対するニーズを把握し高齢者福祉施策の検討をする。	認知症当事者や地域の意見を調査し、認知症施策の検討をする。	「(自宅等に住んでいる人で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」、「家族等の就労が難しくなっている利用者」の実態を把握し地域に不足する介護サービス等を把握し、在宅等生活や家族等介護者の就労継続につながる取組を検討する。	過去1年間の新規入居・退去の理由等を把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。
調査方法 調査期間	郵送、QRコードによる調査 令和8年4月16日～令和8年5月11日	①当事者とその家族へのヒアリング ②地域住民を招集し、ワークショップの実施 令和8年6月20日	福岡県によるメール調査 令和7年8月12日～令和7年9月12日	メールによる調査 令和8年5月22日～令和8年6月12日
回収結果	発送 4,000 人 回収 2,512 人 有効回収率 62.8%	① 当事者 7 人 その家族 2 人 ②ワークショップ 地域住民 28 人	発送 17 事業所 回収 12 事業所 有効回収率 70.6%	発送 39 事業所 回収 33 事業所 有効回収率 84.6%

調査名称	介護人材実態調査	介護サービス事業所調査	居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所調査
調査対象	施設系、通所系、訪問系サービス事業所	市内の介護施設・事業所	介護支援専門員
主な目的	介護人材の実態を把握することにより、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。	市内における今後の事業展開、市内のサービス事業所の過不足、災害対策等について調査することにより、必要な取組等を検討する。	市内において整備が必要な介護サービス事業所（主に小多機、看多機）を検討する。
調査方法 調査期間	メールによる調査 令和8年5月22日 ～令和8年6月12日	メールによる調査 令和8年5月22日 ～令和8年6月12日	メールによる調査 令和8年5月22日 ～令和8年6月12日
回収結果	発送 82 事業所 回収 48 事業所 有効回収率 集計中	発送 97 事業所 回収 43 事業所 有効回収率 集計中	発送 16 事業所 回収 10 事業所 有効回収率 62.5%

(2) 協議会による議論

計画案を検討する場として、「福津市介護保険運営協議会」で、令和8年7月から令和9年2月まで計5回の会議を行います。

この協議会には、保健・医療・福祉・介護の職種の代表者、地域の代表者、公募による市民の代表にも参画いただき、15名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきます。

図表 4 協議会開催概要

協議会名称	開催日	議事内容
第1回介護保険運営協議会	令和8年7月13日	1 令和8年度介護保険運営協議会のスケジュール(説明) 2 介護保険制度の流れと次期計画の内容(説明)
第2回介護保険運営協議会	令和8年9月	1 令和7年度介護保険事業の給付実績、現状分析(報告) 2 次期計画策定へ向けての意見交換 (1) 次期計画骨子・理念(説明) (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、認知症施策ニーズ調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査、介護サービス事業所調査、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所調査(報告)
第3回介護保険運営協議会	令和8年10月	・次期計画素案の検討・意見交換(高齢者福祉計画)
第4回介護保険運営協議会	令和8年11月	・次期計画素案の検討・意見交換(介護保険計画)
	令和9年1月	・パブリックコメントの実施
第5回介護保険運営協議会	令和9年2月	・パブリックコメントの報告 ・介護保険料について ・次期計画素案の最終検討 ・次期計画の最終答申

(4) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和9年1月下旬に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行います。